

新病院等戦略的プロモーション推進事業委託
プロポーザル実施要領

令和5年12月

半田市立半田病院 事務局 管理課

1. 業務の概要

(1) 業務名

新病院等戦略的プロモーション推進事業委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 事業の場所

半田市立半田病院（半田市東洋町2丁目29番地）

新半田市立半田病院（半田市横山町）

常滑市民病院（常滑市飛香台3丁目3番地の3）

(4) 委託期間

令和6年4月15日から令和7年3月31日まで

(5) 提案上限金額は10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときは効力を失う場合がある。

2. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

(1) 契約締結までの間に、令和6・7年度半田市入札参加資格（物品等）を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) プロポーザル参加表明書の提出期限から契約締結日までの期間において、引き続き半田市指名審査等事務取扱要綱第6条に規定する指名停止の措置を受けていない者

(4) 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に400床規模の病院や法人等の医療分野、または官公庁において、広報活動における企画、進行管理から広報資材の製作までの完了実績が2件以上あること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。

(6) 国税、県税及び市町村税が未納でないこと。

(7) 半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

3. 担当部局

〒475-8599 愛知県半田市東洋町二丁目29番地

半田市立半田病院 事務局 管理課

電話：0569-22-9881

電子メールアドレス：byouin@city.handa.lg.jp

ホームページURL：https://www.handa-hosp.jp/

4. プロポーザル参加表明書等の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する者は下記提出書類を提出すること。

(1) 提出書類（コピー不可）

ア. プロポーザル参加表明書（様式 1）

イ. 事業者の概要（様式 2）

ウ. 参加資格要件に関する誓約書（様式 3）

エ. 納税証明書等（未納の税額がないことの証明書、プロポーザル参加表明書の提出日から起算して 3 ヶ月以内に発行されたもの）

- ・法人事業者：国税（法人税、消費税及び地方消費税）県税（法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）及び自動車税）市町村税（法人市町村民税及び軽自動車税）について、国および申込者の所在地における地方公共団体が証明する書類（プロポーザル参加表明書提出時点において発行できる直近 1 年度分）
- ・個人事業者：上記法人事業者の場合に相当する書類

(2) 提出書類（コピー可）

ア. 広報事業等受託実績がわかるもの

- ※（様式 2）事業者の概要 2. 事業者の実績状況が把握できる、契約書等の写し、企画提案内容及びパンフレット等の制作物の写し等を添付すること。（広報事業等受託実績が 3 つを超える場合は、事業者の概要（様式 2）に記載した 3 つ分を添付すること）。

(3) 交付期間・交付方法

ア. 交付期間

令和 5 年 12 月 15 日（金）～令和 6 年 1 月 26 日（金）

イ. 交付方法

「3. 担当部局」にて交付または半田市立半田病院ホームページからダウンロード

ただし、書面交付の場合は午前 8 時 30 分から午後 5 時（土・日・祝日は除く。）とする。

5. プロポーザル参加表明書の提出及び提出期限

(1) 提出書類等

「4. (1) 及び (2)」において必要とする書類

(2) 提出部数

各 1 部

- ※提出書類は全て A 4 サイズ縦左綴（2 穴）ファイリングにより提出すること。

(3) 提出先

「3. 担当部局」と同じ

(4) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る。）とする。

ただし、持参の場合は午前 8 時 30 分から午後 5 時（土・日・祝日は除く。）とする。

(5) 提出期限

令和6年1月26日(金)午後5時まで(郵送の場合は必着)

6. プロポーザル参加表明書及び提案書に関する質問

プロポーザル参加表明書及び提案書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

(1) 質問先

「3. 担当部局」と同じ

(2) 質問期間

令和5年12月15日(金)から令和6年1月12日(金)午後5時まで

(3) 質問方法

質問書(様式4)により電子メールにて提出すること。提出後に必ず電話にて到達確認をすること。
また、仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については提案書等の提出前に必ず確認を行うこと。

(4) 回答

令和6年1月15日(月)から令和6年1月19日(金)予定
当院ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

7. プロポーザルの参加決定

(1) プロポーザル参加資格の有無を確認後、その結果を「参加資格要件審査結果通知書(様式5)」により通知する。

令和6年1月29日(月)～令和6年2月2日(金)発送予定

(2) 参加資格要件が認められなかった理由についての説明の請求

参加資格要件が認められなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。

(3) 参加資格要件が認められなかった理由の請求先

「3. 担当部局」と同じ

(4) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない)以内の午前9時から午後5時までとする。

(5) 回答

参加資格要件が認められなかった理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に行う。

8. 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書作成上の基本事項

業務に係る作業は、半田市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、特記仕様書及び半田市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

(2) 提案書記載上の留意事項

提案は、専門知識を有しない者でも分かりやすい表現を用いて記述すること。

9. 提案書の作成要領

提案書及びその添付資料の作成にあたっては次に示すとおりとする。

- (1) 提案書（様式 6 に従い任意様式にて作成する）
- (2) 参考見積書（仕様書から算出）及びその算出根拠を示す書類（任意様式）
- (3) 提案書の無効

提案書について、この要領及び所定の様式に示された 条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

10. 提案書等の提出方法

(1) 提出書類及び部数

ア. 「9」に示す書類（正本 1 部、副本 6 部）

※正本、副本ともに A 4 縦長左綴じとする。

イ. 提案書の開示に係る意向申出書（様式 7）

(2) 提出先

「3. 担当部局」と同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

ただし、持参の場合は午前 8 時 30 分から午後 5 時（土・日・祝日は除く。）とする。

(4) 提出期限

令和 6 年 2 月 29 日（木）午後 5 時必着 ※提出期限後に到着した提案書は無効とする。

11. 提出された提案書等の取扱い

- (1) 提案書に記載された提案内容は、当該提案書の提案者の許可なく使用しない。ただし、半田市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、半田市情報公開条例（昭和 61 年半田市条例第 6 号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
※個人情報及び事業者の正当な利益を害する恐れのある情報は非公開情報とする。
- (3) 提出された提案書等は本プロポーザルにおける契約候補者の特定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

12. 評価の方法及び受託候補者の特定

提出された提案書等について、「新病院等戦略的プロモーション推進事業委託プロポーザル評価委員

会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 審査

プレゼンテーション、ヒアリング

日程 令和6年3月11日(月)

時間、場所及び留意事項等については別途通知する。なお、出席者は2名以内(うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。)とし、ヒアリング時間は一者あたり30分程度(説明20分以内、質疑10分程度)を予定している。

(2) 評価基準

別紙「評価基準」による。

(3) 受託候補者の特定

ア. 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

イ. 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ. 評価委員会各委員の持ち点(100点)を合算した値(満点)の7割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、受託候補者として特定しない。

エ. 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者(最低基準点を満たしている者に限る。)を新たな受託候補者として手続を行うものとする。

オ. 各委員の評価点を合算した値が同点となった場合は、参考見積額が安価な提案を優先し、その順位を決定する。

13. 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

審査結果を書面「プロポーザル審査結果通知書(様式8)」により通知する。

(2) 結果の公表

受託候補者及び受託候補者となった理由については、決定後に「3. 担当部局」ホームページにおいて公表する。

(3) 受託候補者とならなかった理由についての説明の請求

受託候補者とならなかった者は、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

(4) 受託候補者とならなかった理由の請求先

「3. 担当部局」と同じ

(5) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない)以内の午前9時から午後5時までとする。

(6) 回答

受託候補者とならなかった理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に行う。

1 4. 失格条件

次に該当する提案は、失格とする。

- (1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 見積金額が提案上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

1 5. 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって受託候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴収の相手方とする。
- (2) 受託候補者が契約締結までに「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、失格となった場合及びその他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
- (3) 契約条項及び業務仕様は、特定した受託候補者の提案書による提案内容について提案上限金額の範囲内で協議し確定するものとする。

1 6. その他

- (1) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出後のプロポーザル参加表明書及び提案書等の修正又は変更若しくは追加資料の提出は受託候補者の特定まで原則認めない。
- (3) 電子メール等の通信事故について、半田市は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、受託候補者となった者が「2. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に示す要件に該当しなくなった場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、半田市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (5) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (6) 業務仕様書、提案書作成要領及び新病院・地方独立行政法人化・経営統合に係る広報事業実施委託評価基準に示すものは主要項目であり、これに明記していない事項についても、本業務を遂行する上で当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして提出書類を作成すること。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

17. スケジュール

	内容	日付
1	募集公告	令和5年12月15日（金）
2	参加表明書及び提案に係る質問受付	令和5年12月15日（金）～1月12日（金）
3	参加表明書及び提案に係る質問回答	令和6年1月15日（月）～1月19日（金） 予定
4	プロポーザル参加表明書提出締切	令和6年1月26日（金） 午後5時まで
5	参加資格要件審査結果通知書発送	令和6年1月29日（月）～2月2日（金） 予定
6	提案書提出締切	令和6年2月29日（木） 午後5時まで
7	審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	令和6年3月11日（月）
8	プロポーザル審査結果通知書発送	令和6年3月12日（火）～3月15日（金） 予定
9	結果公表、契約締結	令和6年4月12日（金） 予定